

防衛省訓令第35号

提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令を次のように定める。

平成20年5月1日

防衛大臣 石破 茂

提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令

改正 平成27年10月1日省訓第39号

提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第117号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 提供施設に係る整備の事務処理手続（第4条－第10条）

第3章 雑則（第11条・第12条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 提供施設に係る整備の事務処理手続については

、この訓令の定めるところによる。

第2条 削除

(用語の定義)

第3条 この訓令において「提供施設に係る整備」とは、国費支弁をもって行う次に掲げるものをいう。

(1) 駐留軍に提供している施設及び区域である建物その他の工作物の改築、改修等を行うこと。

(2) 駐留軍に提供している施設及び区域内に、新たに施設及び区域となる建物その他の工作物を建設すること。

(3) 駐留軍に提供している施設及び区域の返還を受けるため、当該施設及び区域を他の場所に移設すること(第11条において「提供施設移設整備」という。)

2 この訓令において「整備工事」とは、提供施設に係る整備のために必要な建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事並びにこれに付随する測量等の調査、設計及び監理その

他の事業をいう。)をいう。

- 3 この訓令において「地方防衛局長等」とは、整備工事を施工する駐留軍に提供している施設及び区域を管轄する地方防衛局長及び地方防衛支局長をいう。

第2章 提供施設に係る整備の事務処理手続

(予算要求資料の作成)

- 第4条 地方協力局長は、整備工事に係る予算要求資料を作成する場合には、当該整備工事の計画内容、基準及び単価等について、整備計画局長の技術的協力を求め、その意見を聴くものとする。

(整備基本計画書等の作成等)

- 第5条 地方協力局長は、予算が成立したときは、整備計画局長と協議の上、速やかに別記様式第1による整備基本計画書を作成し、防衛大臣の承認を受けるものとする。

- 2 地方協力局長は、事情の変更その他の理由により、次に掲げる事項について整備基本計画書の内容を変更しようとするときは、整備計画局長と協議の上、別記

様式第2による整備変更基本計画書を作成し、防衛大臣の承認を受けるものとする。

(1) 整備工事の項目の追加又は削除

(2) 予算額の増（金額の10パーセント以上又は3,000万円以上の増）

(3) 整備工事の内容の著しい変更（数量の10パーセント以上の増減）

(4) 整備工事を施工する施設及び区域の変更

3 地方協力局長は、第1項又は第2項による防衛大臣の承認を受けた場合には、その旨を整備計画局長及び地方防衛局長等に通知するものとする。

（整備工事実施計画書の作成等）

第6条 整備計画局長は、整備基本計画書が承認されたときは、地方防衛局長等に、整備工事実施計画書の作成を指示するものとする。

2 地方防衛局長等は、整備基本計画書に基づき、地方協力局長、駐留軍、利害関係人及び関係行政機関と緊密に連絡し、必要な調整を行った上、別記様式第3に

よる整備工事実施計画書を作成するものとする。

- 3 整備計画局長は、地方防衛局長等の作成した整備工事実施計画書について審査するものとする。

(整備工事の実施)

第7条 整備計画局長は、前条第3項の規定により審査した整備工事実施計画書について、地方協力局長と協議するものとする。

- 2 整備計画局長は、前項による協議が調ったときは、整備工事実施計画書に基づく整備工事の実施を地方防衛局長等に指示するとともに、当該整備工事実施計画書の写しを、地方協力局長に送付するものとする。

(整備工事実施計画書の変更等)

第8条 地方防衛局長等は、整備工事実施計画書によって整備工事を実施できない事情が生じ、次に掲げる事項について整備工事実施計画書の内容を変更しようとするときは、別記様式第4による整備工事変更実施計画書を作成し、第6条第2項及び第3項並びに前条の規定に準じて手続を行うものとする。

- (1) 整備工事の項目の追加又は削除
- (2) 費用の額の増（金額の 1 0 パーセント以上又は 3 , 0 0 0 万円以上の増）
- (3) 整備工事の内容の著しい変更（数量の 1 0 パーセント以上の増減）
- (4) 整備工事を施工する施設及び区域の変更

2 整備計画局長は、整備工事実施計画書の変更のため整備基本計画書の変更を必要とするときは、地方協力局長に整備基本計画書の変更を求めるものとする。

（工事契約締結等の報告）

第 9 条 地方防衛局長等は、整備工事の契約締結後、別記様式第 5 による整備工事契約締結・工事完成状況報告書を作成し、月ごとに整備計画局長に提出するものとする。

2 整備計画局長は、前項の規定により提出を受けた報告書を取りまとめ、その写しを月ごとに地方協力局長に送付しなければならない。

（事故等報告）

第 1 0 条 地方防衛局長等は、整備工事の施工に当たり、当該整備工事の遂行に支障を来すおそれのある事故及び事情の変更が発生した場合には、直ちに、整備計画局長に報告するものとする。

2 整備計画局長は、前項の報告を受けたときは、直ちに、地方協力局長に通知するものとする。

第 3 章 雑則

(土地の取得等に関する事務処理手続)

第 1 1 条 提供施設移設整備のために必要な土地の取得(土地を使用する権利の取得を含む。)及び当該土地に関する所有権以外の権利若しくは水を利用する権利の消滅又は制限並びにこれらに伴う補償に関する事務処理手続については、別に定めるところによる。

(委任規定)

第 1 2 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、整備計画局長及び地方協力局長がその所掌に属する事務について、相互に協議して、それぞれ定めるものとする。

- 2 整備計画局長及び地方協力局長は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、この旨を防衛大臣に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定により防衛大臣の承認を得た、又は装備施設本部長が審査の上、地方防衛局長等に送付した次の表の左欄に掲げる文書は、それぞれ同表の右欄に掲げる改正後の提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（以下「新訓令」という。）の規定により防衛大臣の承認を受け、又は装備施設本部長が審査を終了した文書とみなす。

旧訓令第3条第2項の規定により防衛大臣の承認	新訓令第5条第1項の規定により防衛大臣の承認
------------------------	------------------------

<p>を得た整備工事基本計画書</p>	<p>を受けた整備工事基本計画書</p>
<p>旧訓令第3条第4項の規定により防衛大臣の承認を得た整備工事変更基本計画書</p>	<p>新訓令第5条第3項の規定により防衛大臣の承認を受けた整備工事変更基本計画書</p>
<p>旧訓令第4条第4項の規定により防衛大臣の承認を得た整備工事実施計画書</p>	<p>新訓令第6条第4項の規定により防衛大臣の承認を受けた整備工事実施計画書</p>
<p>旧訓令第4条第6項の規定により装備施設本部長が審査の上、地方防衛局長に送付した整備工事実施計画書</p>	<p>新訓令第7条第1項の規定により装備施設本部長の審査を終了した整備工事実施計画書</p>
<p>旧訓令第6条第3項により準用する第4条第4項の規定により防衛大臣の</p>	<p>新訓令第8条第1項により準用する第6条第4項の規定により防衛大臣の</p>

承認を得た整備工事変更 実施計画書	承認を受けた整備工事変 更実施計画書
旧訓令第6条第3項によ り準用する第4条第6項 の規定により装備施設本 部長が審査の上、地方防 衛局長に送付した整備工 事変更実施計画書	新訓令第8条第1項によ り準用する第7条第1項 の規定により装備施設本 部長の審査を終了した整 備工事変更実施計画書

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の提供施設に係る整備の事務
処理手続に関する訓令（次項において「旧訓令」とい
う。）第5条の規定により防衛大臣の承認を受けた整
備工事基本計画書及び整備工事変更基本計画書につい
ては、この訓令による改正後の提供施設に係る整備の
事務処理手続に関する訓令（次項において「新訓令」

という。) 第 5 条の規定により防衛大臣の承認を受けた整備基本計画書及び整備変更基本計画書とみなす。

- 3 旧訓令第 6 条及び第 8 条の規定により装備施設本部長が審査した整備工事実施計画書及び整備工事変更実施計画書については、新訓令第 6 条及び第 8 条の規定により整備計画局長が審査した整備工事実施計画書及び整備工事変更実施計画書とみなす。

整備変更基本計画書

1 事案の名称		
2 変更内容	原 計 画	変 更 計 画
3 変更理由		
4 その他参考となる事項		

積算内訳

工種	構造	数量	単位	単価	金額	備考

整備工事変更実施計画書

1 事案の名称		
2 変更内容	原 実 施 計 画	変 更 実 施 計 画
3 変更理由		
4 その他参考となる事項		

